

国家戦略特区

三重県からの追加提案



平成27年1月22日
三重県

特区で目指す姿

次世代農業の創造

畜産経営の
国際競争力強化

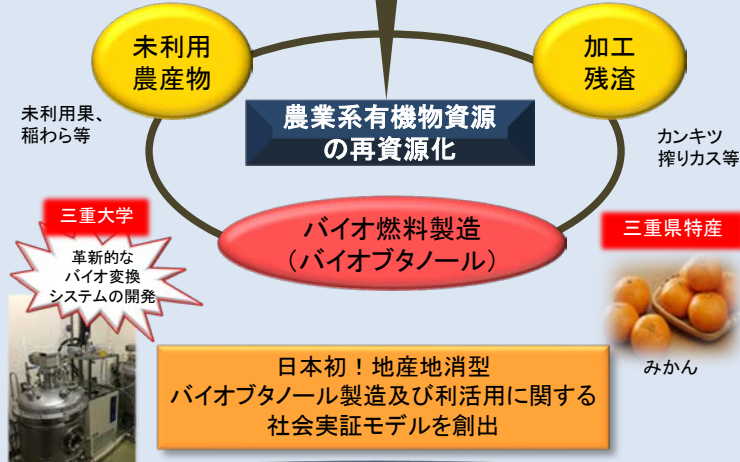
次世代施設園芸の振興



農業が主役となる食産業の振興

農業系有機物資源
の再資源化

バイオ燃料製造
(バイオブタノール)



次世代農村の創造

支障となっている規制

農地転用

6次産業化施設等

農畜産物の製造（加工）施設及び販売施設は農振農用地区域に設置可能となっているが、農家レストラン及び食品産業事業者の地域農林水産物加工施設の設置は特区若しくは地域再生法認定区域に限定。

農家レストラン等の農振農用地への設置に支障

農家レストラン（特区及び地域再生法認定）や農畜産物の製造・加工施設、販売施設等農振農用地区域への設置が可能。

ただし、主なる材料を施設を設置する地域内から調達する必要があり、安定的な操業に支障

植物工場

温室など農産物の生産施設について、農振農用地区域内で設置が可能。

ただし、床面コンクリート貼りの場合は設置が不可となり、次世代施設園芸など植物工場の設置に支障

建築基準

木造畜舎

輸出をするうえで重要となる畜産経営の低コスト化を図るためには、経営規模を拡大することが必要。

大規模畜舎の建築にあたって、現在の建築基準では鉄骨造にせざるを得なく、建築に多額のコストがかかる

農地転用

地域バイオ燃料製造施設の農振農用地区域への設置は、地域再生法認定区域に限定。

地域バイオ燃料製造施設の農振農用地への設置に支障

地域バイオ燃料製造施設（地域再生法認定）については、農振農用地区域への設置が可能。

ただし、主なる材料を設置する地域内から調達する必要があり、安定的な操業に支障

特定バイオ燃料の指定

農林漁業バイオ燃料法に基づく特定バイオ燃料の製造設備については、固定資産税の軽減措置（3年間1/2）を受けることが可能。

ただし、バイオブタノールは特定バイオ燃料として指定されておらず、減免措置を受けられない

支援措置

みかん果皮等の農業有機物資源を原料としたバイオブタノール製造技術は確立されており、実用化の段階まで来ている。

バイオブタノールを製造し、地球環境にやさしい循環型社会実現をめざす取組に対する総合的な支援が必要

規制緩和・支援要望の概要

◇農業振興地域の整備に関する法律に係る規制緩和

- 農家レストラン及び食品産業事業者の地域農林水産物加工施設の農用地区域内設置の容認
 - 6次産業化施設や食品産業事業者の地域農林水産物加工施設を農用地区域内に整備する際、主なる材料を隣接する地域からも調達できるよう、材料調達に係る要件を緩和
 - 農用地区域内で、床面コンクリート貼りの植物工場の設置を容認
- 【農振法施行規則第1条】

◇建築基準法に係る規制緩和

- 木造で大規模な畜舎を建築する場合の建築基準等を緩和
 - (1) 延べ面積500㎡を超える場合の構造計算を不要にすること
 - (2) 延べ面積1,000㎡を超える場合の外壁等の防火基準を適用しないこと
- 【建築基準法 第20条、第23条、第25条】

◇農業振興地域の整備に関する法律に係る規制緩和

- 地域バイオ燃料製造施設の農用地区域内設置容認
 - 地域バイオ燃料製造施設を農用地区域内に整備する際、主なる材料を県域で調達できるよう、材料調達に係る要件を緩和
- 【農振法施行規則第1条】

◇農林漁業バイオ燃料法に係る規制緩和

- バイオ燃料製造設備に関する固定資産税の軽減措置の対象となる特定バイオ燃料にブタノールを追加
- 【農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行令】

◇バイオブタノール社会実証モデル事業に対する助成

- バイオブタノール燃料製造設備や付帯設備などの初期投資に対する支援措置
- 事業推進に向けた専門人材などによる支援措置

農地転用
許可権限

- ◎2ha以下の農地転用は知事許可
- ◎大規模な農地転用許可は国が関与
- ①2ha超4ha以下は知事許可だが、大臣協議が必要
- ②4ha超は大臣許可

大規模な農地転用では国との協議・調整等に多大な時間と手間を要し、**迅速に農地転用できないケースあり**

農地転用に係る許可権限等の県内市町への移譲

- 【農地法第4条】
- 【農地法第5条】
- 【農振法第8条第4項】

現状

- 農村地域の過疎・高齢化の進展による地域活力の低下
- 農産物の価格低迷等による生産の減退と就業の場の減少

一方で、

- 国内で最高評価を得ている県産ブランド和牛の輸出促進に向け、海外でのプロモーションを開始。⇒海外でも高く評価され、輸出の取組気運が高まりつつある
- 平成23年3月、東海地域の拠点として、「植物工場三重実証拠点」を設置、トマト、イチゴの高収益栽培技術・省力化技術の実証展示を展開。⇒平成26年12月には、日本最大級のミニトマトの植物工場が完成するなど、次世代施設園芸に取り組む農業者が生まれつつある
- 県内には、全国トップランナーとなる「体験農場施設」があり都市農村交流が盛ん。⇒本格的に農家レストランや農産物加工に参入しようとする農家が生まれつつある

がんばる農業者・農村地域を応援！

農業が主役となる食産業の振興

農振農用地

畜産経営の国際競争力強化



写真提供：一般社団法人
木を活かす建築推進協議会

木造畜舎による、
低コスト大規模畜産経
営の実現

次世代施設園芸の振興



スマート農業の導入
による、高収益・省力
化の実現

食材供給
力強化

地域資源の有効活用
による多彩な
商品の開発

農商工連携の促進

6次産業化の推進



直売所

農家
レストラン

食品加工施設の誘致



食品加工

課題

◆地域の実情を踏まえた農地利用調
整の迅速な対応が必要

◆農村活力向上の観点から、農家レストラ
ンや農畜産物加工施設は、産地のある農振
農用地内に設置することが必要

◆農産物の供給量は季節変動があり、
農家レストランや加工施設の経営安定
に向け、隣接する地域からも材料調達
をすることが必要

◆土地確保の観点から、大規模な植物
工場の用地は、農振農用地以外での
確保が困難

◆畜産経営の国際競争力強化を図
るためには、飼養規模の拡大による
低コスト化が必要

支障となっている規制

権
限
移
譲

◆大規模な農地転用では、国と
の協議・調整等に多大な時間を
要し、迅速に農地転用できない
ケースがある

農
地
転
用

◆農家レストランや食品産業事
業者の地域農林水産物加工施設
の設置は、地域再特区若しくは
地域再生法認定区域に限定

◆6次産業化施設等（特区等認
定）について、農振農用地区域
に設置ができるものの、地域外
から主なる材料を調達できない

木
造
畜
舎

◆床面コンクリート貼りの植物
工場は、農振農用地に設置がで
きない

◆大規模畜舎の建築にあたって、
現在の建築基準では鉄骨造にせ
ざるを得なく、建築に多額のコ
ストがかかる

特区認定

地方創生のめざす姿

- 過疎・高齢化が進む農村地域への新たな就農者の参入と雇用創出
- 地域の実情に応じた土地利用による活力ある地域の実現
- 地域資源の有効活用による競争力の高い次世代農業の創出

など

- 農村地域においては過疎・高齢化が進み、農業の後継者不足等により、みかんを始めとした農産物の生産が年々減少している。
- 農業生産及び食品加工に伴い、未利用果や加工残渣などの農業系有機物資源が発生しているが有効活用されていない。
 - ⇒ 選果施設等で発生する未利用有機物資源は炭化処理されているが、燃料代が高騰しているため処理に係る費用が増加
 - ⇒ 摘果等の未利用有機物資源が野生鳥獣のエサとなり、獣害被害を助長
- 三重大学において、農業系有機物資源など、ソフトバイオマス系セルロースを原料としたバイオ燃料(バイオブタノール)に変換する革新的なバイオ変換システムが開発され、実用化の段階まで来ている。



現状打破

革新的なバイオブタノール変換システムを用い、農業系有機物資源を活用したバイオ燃料製造を実現！

日本初

地産地消型バイオブタノール製造・利活用に関する社会実証モデル創出

農振農用地

三重県南部地域は全国有数のみかんの産地



農産物 生産



農業用燃料などとして利活用

農業系有機物資源を活用したバイオブタノール製造

三重大学 田丸システムの活用
日本初！大学発ベンチャー
エコバイオフル(株)

C. cellulovorans
C. acetobutylicum
糖化・アルコール発酵

ブタノール

バイオ燃料製造施設



農業系
有機物資源
循環

加工残渣
未利用果等

課題

◆輸送コストの問題から、バイオ燃料製造施設は、産地や選果施設のある農振農用地内に設置することが必要

◆農業系有機物資源は、発生量に季節変動があり、バイオ燃料製造施設の安定操業に向け、県域で材料調達をすることが必要

◆バイオ燃料製造施設の市場が確立されておらず、多額のイニシャルコストが必要

支障となっている規制

◆地域バイオ燃料製造施設の農振農用地への設置は、地域再生法認定区域に限定

◆地域バイオ燃料製造施設(地域再生法認定)は、地域外から主たる材料を調達できない

◆バイオブタノールは特定バイオ燃料として指定されておらず、固定資産税の減免措置を受けられない

農地転用

バイオ燃料法

特区認定

地方創生のめざす姿

- 過疎・高齢化が進む農村地域への新たな就農者の参入と雇用創出
- バイオ燃料を活用した次世代農業の実現
(農産物のブランド力向上、未利用資源の有効活用、獣害対策等)
- バイオ燃料製造施設の設置による新産業創出、新規雇用の確保
- 食品加工施設等の誘致による新規雇用の確保
(加工残渣等の有効活用システム構築による、処理費用の削減等) など

日本の「松阪牛」「伊賀牛」から
世界の「松阪牛」「伊賀牛」へ



アメリカ合衆国へ輸出の
プロモーション開始



ウインナーづくりなどの体験工房



地ビールレストラン



日本の6次産業化
パイオニア「伊賀の里
モクモク手づくりファーム」

日本最大級の植物工場
「うれし野アグリ」



日本初の完熟房どりトマト生産



2ヘクタールの太陽光利用型ガラスハウス

植物工場三重実証拠点
(県農業研究所)



トマトの低コスト化と日本初の
種子繁殖型いちごの実証研究



南紀みかんのタイへの輸出

平成26年度 温州ミカン20t



ふるさとづくり大賞 総務大臣賞受賞決定
「せいわの里」農家レストラン

三重県の特産品である、みかんなどから発生する未利用農産物などを原料として、付加価値の高い香料や機能成分などを抽出するとともに、搾汁粕や摘果などから得られたセルロース系バイオマスを、嫌気性細菌を用いて完全分解・糖化・発酵させる革新的なバイオ変換システムにより、バイオブタノールの製造による地域の活性化を目指す。

